

永住外国人地方参政権付与に関する意見書

外国人参政権付与をめぐる、ここ数年、国会で議論が続けられている。法案の成立には至っていないものの、地方自治体では、外国人に限定的な形で参政権を与える動きが、徐々に広がりつつある。

現行憲法には、参政権は「国民固有の権利」と明記されており、第15条においては、「公務員を選定し、及びこれを罷免することは、国民固有の権利である」こと、第93条には、「地方公共団体の長、その議会の議員及び法律の定めるその他の吏員は、その地方公共団体の住民が、直接これを選挙する」と規定されている。

ここに言う「住民」は、「国民」と同義であることは論をまたない。このことについて最高裁判所は、「憲法第15条第1項の規定は、権利の性質上日本国民のみをその対象とし、右規定による権利の保障は、我が国に在留する外国人には及ばない」旨の判決（平成7年2月28日判決）を行っている。

これに対し、何年住んでいるとか、税金を納めているとか、保険料を納めているということ根拠に地方参政権を与えるだけならいいのではないかという意見もある。

しかしながら、そのことと参政権を持つ資格というのは、全く異なる次元であり、外国人参政権付与は日本国憲法に違反するという最高裁判決をないがしろにするものである。日本に長く住んでいる外国人の意思を政治に反映することは意義のあることではあるが、そのことは、参政権以外の範囲に留まるべきであり、時間をかけた十分な国民的議論が必要である。

については、永住外国人地方参政権付与に関しては、個人の尊厳を尊重しつつも、慎重に議論するよう要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成22年6月21日

福岡県糸島市議会